

私立幼稚園預かり保育給付金 よくあるご質問

Q. 保育認定の就労要件について認定基準はありますか？

A. 1日4時間以上、月12日以上程度の勤務が基準となります。

Q. 保育認定の申請をしましたが、その後、給付を受けるまでに何をすればいいですか？

A. 保育認定の申請をご提出後、区で認定のための審査を行います。
認定結果につきましては、申請者様あてに郵送で通知いたします。
預かり保育の給付を受けるための請求書は、給付時期（前期：11月、後期5月）の約2か月前に認定通知を受けている保護者様あてに送付いたします。
請求書を受け取られましたら、ご案内の期限までに保育支援課あてにご提出ください。

Q. 6ヶ月分の預かり保育の利用日数を記録しておかなければいけませんか？
また、領収証等の提出は必要でしょうか？

A. 私立幼稚園の預かり保育のみを利用される場合は、区から園にご利用日数および金額を確認しますので不要です。認可外保育園等も利用される場合は、お送りする請求書に添付する「領収書 兼 提供証明書」を園に作成いただき、それを請求書と一緒に提出いただきます。よって、領収書等の保管・提出は不要です。

Q. 通園する私立幼稚園で預かり保育を行っていません。預かり保育を他の施設で利用したいのですが、給付の対象になりますか？

A. 幼児教育無償化の対象となる認可外保育園の他、オアシスルーム、区立保育園の一時保育等を利用された場合は、給付の対象となります。

Q. 認定要件が変わりました（例：求職⇒就労）。どのような手続きが必要でしょうか？

A. 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）、および変更内容を証明する書類（勤務内定証明書等）のご提出を速やかにお願いします。
また、年に1回、認定内容の確認をさせていただきます。その際、勤務内容に変更がない場合でも、勤務内容証明書をご提出いただきます。

Q. 第2子が4月に私立幼稚園に入園し、預かり保育を利用します。保育認定の提出書類である勤務内定証明書を第1子の預かり保育利用のため、昨年11月に提出していますが、再度勤務先に作成してもらわなければならないのでしょうか？

A. 4月からご入園のお子様の保育認定であれば、年度が替わりますので、再度勤務先からの取得をお願いいたします。

Q. 給付時に区から何か案内はあるのでしょうか？

A. 給付の約1週間前ごろに「預かり保育給付交付決定通知書」を、保護者様あてに郵送します。交付決定通知書で給付金額およびお振込口座の確認ができます。

Q. 保育認定を受けるとは、どのような意味なのでしょうか？

A. 日中、お子様の保育ができない何かしらの要件があるご世帯が保育認定を申請していただき、認定を受けていただくことにより、預かり保育を利用された場合に給付を受けられるようになります（1日450円、月上限11,300円）。

なお、保育料の補助金給付については、保育認定は必要ございません。

Q. 保育認定を受けるには、どのような要件があるのでしょうか？

A. ご両親ともに下記要件のいずれかに該当することが必要となります。
要件ごとに認定期間および提出書類が異なります。
詳細は、品川区ホームページをご確認ください。

①就労 ②妊娠・出産 ③求職 ④就学 ⑤疾病・障害 ⑥看護・介護

Q. 預かり保育は既に利用していますが、保育認定申請をしていませんでした。

これから申請をして、過去に遡って給付を受けることはできますか？

A. 保育認定は、**給付を受ける月の前月までに**認定されなければなりません。
また、認定を受けてからの給付となるため過去に遡っての給付はできません。